

特定調達品目及び判断の基準等の見直し一覧

 : 判断の基準等変更品目

 : 追加品目

 : 削除品目

分 野	特定調達品目 (平成29年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (平成30年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加品目数	品目名称等
共 通				
1 紙 類	7	コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー		※合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正 ※平成18年4月より前に伐採された原木に係る経過措置の削除
2 文 具 類	83	シャーブペンシル シャーブペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印鑑セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー ステープラー（汎用型以外） ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 粘着テープ（布粘着） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ベンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用スponジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウエットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） ダストプロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット		※合法性の確認について、都道府県等による森林、木材制度等の活用に係る記載を追記 ※平成18年4月1日より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正
				※バージンバルプの持続可能性について、文具類共通の配慮事項を適用
				※バージンバルプの持続可能性について、文具類共通の配慮事項を適用

分 野	特定調達品目 (平成29年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (平成30年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加品目数	品目名称等
		デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド		
				※バージンパルプの持続可能性について、文具類共通の配慮事項を適用 ※バージンパルプの持続可能性について、文具類共通の配慮事項を適用
				※バージンパルプの持続可能性について、文具類共通の配慮事項を適用
				※バージンパルプの持続可能性について、文具類共通の配慮事項を適用
				※バージンパルプの持続可能性について、文具類共通の配慮事項を適用
				※バージンパルプの持続可能性について、文具類共通の配慮事項を適用 ※塗工されているものに係る判断の基準の見直し（塗工されている印刷用紙の基準を適用）
				※バージンパルプの持続可能性について、文具類共通の配慮事項を適用
3 オ フ ィ ス 家 具 等	10	いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード		※合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正 ※平成18年4月1日より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正
				※単一素材分解可能率を85%以上から90%以上に引き上げ ※単一素材分解可能率を85%以上から90%以上に引き上げ
4 画 像 機 器 等	10	コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ		※固体光源の製品について、製品本体重量に係る判断の基準の緩和措置の設定 ※有害化学物質に係る備考の修正（REACH規則への整合） ※有害化学物質に係る備考の修正（REACH規則への整合）

分 野	特定調達品目 (平成29年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (平成30年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加品目数	品目名称等
5 電 子 計 算 機 等	4	電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア		※※合法性の確認について、都道府県等による森林、木材制度等の活用に係る記載を追記 ※平成18年4月より前に伐採された原木に係る経過措置の削除
6 オ フ ィ ス 機 器 等	5	シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池		
7 移 動 電 話 等	3	携帯電話 PHS スマートフォン		
8 家 電 製 品	6	電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ		※受信機型サイズが39V型以下の製品のエネルギー消費効率基準について、経過措置を延長 ※温水洗净便座について、基準エネルギー消費効率の見直し
9 エ ア コン デ ィ シ ョ ナー 等	3	エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ		※業務用エアコンについて、冷媒に使用される物質の地球温暖化係数の基準を適用(750以下)
10 溫 水 器 等	4	ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器		
11 照 明	5	蛍光灯照明器具 LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 蛍光ランプ（直管型：大きさの区分40形蛍光ランプ） 電球形状のランプ	-1	品目削除 ※固有エネルギー消費効率に係る判断の基準等の見直し ※投光器及び防犯灯を対象に追加 ※ランプ効率に係る判断の基準等の見直し(省エネ法トップランナー基準の適用製品及び適用製品以外で区分) ※電球形蛍光ランプ及び電球形LED以外の電球を対象から除外
12 自 動 車 等	5	自動車 E T C 対応車載器 カーナビゲーションシステム 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油		※ガソリン自動車及びLPガス自動車に係る排出ガス基準値の見直し(WLTCモード又はJC08モード) ※ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車又はLPガス乗用車に係る燃費基準の見直し(小型バスを除く) ※配慮事項の削除(鉛の使用量の削減、アイドリングストップ設計) ※ハイオティーゼル燃料混合軽油(B5)の積極的利用について備考に記載 新潟市の方針には 記載しません
13 消 火 器	1	消火器		
14 制 服 ・ 作 業 服	4	制服 作業服 帽子 靴		※植物を原料とする合成繊維に係る判断の基準を追加 ※配慮事項の見直し(付属品等への竹繊維の利用)

分 野	特定調達品目 (平成29年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (平成30年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加品目数	品目名称等
15 インテリア・寝装寝具	11	カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフティッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス		※バイオベース合成ポリマー含有率の適用について、1年間の経過措置の延長
16 作業手袋	1	作業手袋		※合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正 ※平成18年4月1日より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正
17 その他の繊維製品	7	集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ		※植物を原料とする合成繊維に係る判断の基準を追加
18 設備	7	太陽光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水機器 日射調整フィルム		※太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価を判断の基準に追加 ※使用済製品の回収システム等及び重金属等有害物質に係る配慮事項の設定等
19 災害備蓄用品	11	(毛布、テント) (作業手袋、ブルーシート及び一次電池) ペットボトル飲料水 缶詰 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	-1	※使用済製品の回収システム等及び重金属等有害物質に係る配慮事項の設定等 ※備考の追記(年間を通じた環境負荷に関する情報の開示)
20 公共工事	69	公共工事 <資材> 建設汚泥から再生した処理土 土工用水碎スラグ 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 地盤改良用製鋼スラグ 高炉スラグ骨材 フェロニッケルスラグ骨材 銅スラグ骨材 電気炉酸化スラグ骨材 再生加熱アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 中温化アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入路盤材 再生骨材等 間伐材 高炉セメント フライアッシュセメント エコセメント	1	品目削除 ※合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正

分 野	特定調達品目 (平成29年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (平成30年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加品目数	品目名称等
	透水性コンクリート 鉄鋼スラグブロック フライアッシュを用いた吹付けコンクリート 下塗用塗料（重防食） 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 高日射反射率塗料 高日射反射率防水 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） 再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） パークたい肥 下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） LED道路照明 再生プラスチック製中央分離帯ブロック セラミックタイル 断熱サッシ・ドア			
	製材 集成材 合板 単板積層材 直交集成板 フローリング パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板 ビニル系床材 断熱材 照明制御システム 変圧器 吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 送風機 ポンプ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み小便器 洋風便器 再生材料を使用した型枠 合板型枠 <建設機械> 排出ガス対策型建設機械 低騒音型建設機械 <工法> 低品質土有効利用工法 建設汚泥再生処理工法 コンクリート塊再生処理工法 路上表層再生工法 路上再生路盤工法 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 <目的物> 排水性舗装 透水性舗装 屋上緑化			※合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正 ※平成18年4月1日より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正 ※合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正 ※平成18年4月1日より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正 ※合法性の確認について、クリーンウッド法の施行に伴う修正 ※平成18年4月1日より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正 木材・プラスチック再生複合材製品 (継続検討品目から特定調達品目への変更) ※合法性の確認について、都道府県等による森林、木材制度等の活用に係る記載を追記

分 野	特定調達品目 (平成29年2月閣議決定)		特定調達品目の追加等及び判断の基準等の改定の主な内容 (平成30年2月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加品目数	品目名称等
21 役 務	18	省エネルギー診断	2	
		印刷		※合法性の確認について、都道府県等による森林、木材制度等の活用に係る記載を追記 ※平成18年4月より前に伐採された原木に係る経過措置の削除
		食堂		※食品廃棄物削減のため提供する料理の量の調節を配慮事項に追加
		自動車専用タイヤ更生		
		自動車整備		
		庁舎管理		
		植栽管理		
		清掃		加煙試験 ※備考の追記(床維持剤の剥離洗浄廃液の適正処理)
		機密文書処理		タイルカーペット洗浄
		害虫防除		
		輸配送		※環境保全のための仕組み・体制の整備について判断の基準に追加等 ※再配達削減のための取組について配慮事項に追加
		旅客輸送		※環境保全のための仕組み・体制の整備について判断の基準に追加等
		蛍光灯機能提供業務		
		庁舎等において営業を行う小売業務		
		クリーニング		
		飲料自動販売機設置		※カップ式自動販売機のフロン類の不使用に係る経過措置を削除
		引越輸送		※環境保全のための仕組み・体制の整備について判断の基準に追加等
		会議運営		
	品目数	274	1	21分野275品目